

令和元年

第2回東栄町議会定例会 会議録

(会議録原本と一部異なる部分があります)

(第1日)

令和元年6月7日(金)

令和元年第2回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月7日（金） 開会 午前10時00分
散会 午後14時20分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤 芳孝</u>	<u>2番 森田 昭夫</u>
<u>3番 山本 典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤 彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤 紋次</u>	<u>8番 原田 安生</u>

不応招議員 なし

<u>出席議員</u>	<u>1番 伊藤 芳孝</u>	<u>2番 森田 昭夫</u>
	<u>3番 山本 典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
	<u>5番 加藤 彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
	<u>7番 伊藤 紋次</u>	<u>8番 原田 安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	佐々木 尚也	総務課長	内藤 敏行
税務会計課長	前地 忠和	参事兼振興課長	丹羽 貴裕
地域支援課長	加藤 文一	医療センター事務長	伊藤 知幸
住民福祉課長	伊藤 太	経済課長	夏目 明剛
事業課長	伊藤 久司	教育課長	栗嶋 賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 長谷川 伸 書記 竹内 佑樹

令和元年第2回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町長提出議案大綱説明
- 日程第 5 議案第40号 東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第41号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第42号 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第43号 東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第44号 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第45号 東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第49号 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第50号 東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第51号 東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第52号 東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第53号 東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第54号 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第55号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第56号 東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部

改正について

- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 5 8 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 議案第 6 3 号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 9 同意案第 2 号 東栄町各財産区管理会委員の選任について
- 日程第 3 0 同意案第 3 号 東栄町副町長の選任について
- 日程第 3 1 報告第 1 号 平成 30 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 2 報告第 2 号 株式会社とうえいの経営状況について

開 会

議長（原田安生君）

ただ今の出席議員数は「8名」でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますので、ただ今から、『令和元年第2回東栄町議会定例会』を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元にご配布を申し上げておりとおりでございます。

会議録署名議員の指名

議長（原田安生君）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により「2番 森田昭夫君」、「6番 伊藤真千子君」の2名を指名します。

会期の決定

議長（原田安生君）

日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お手元にご配布いたしてあります「会期及審議予定表」を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

それでは、「会期及び審議予定表」を朗読させていただきます。

会期及び審議予定表。令和元年第2回東栄町議会定例会。会期日程は12日間でございます。

6月7日（金）午前10時、本会議、開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸報告・町長提出議案大綱説明・議案上程・委員会付託。6月8日（土）休会。6月9日（日）休会。6月10日（月）休会。6月11日（火）休会。6月12日（水）午前10時、本会議、一般質問。6月13日（木）午前10時、総務経済委員会、付託案件審査。6月14日（金）午前10時、文教福祉委員会、付託案件審査。6月15日（土）休会。6月16日（日）休会。6月17日（月）休会。6月18日（火）午前10時、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただ今朗読のとおり本定例会の会期は、本日から6月18日までの12日間と致したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月18日までの12日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましては、よろしくご協力のほどお願いいたします。

―― 諸報告 ――

議長（原田安生君）

次に、日程第3、『諸報告』を行います。議会運営関係につきまして、議会運営委員長から報告をお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（山本典式君）

では、議会運営委員長の方からご報告をいたします。

去る、5月15日（水）及び5月31日（金）の両日、当会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。5月15日の出席者は、議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長、5月31日の主席者は、議長、委員全員と議会事務局長、それから執行部は副町長と総務課長でした。令和元年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は、お手元に配布してあります「会期及び審議予定表」のとおりで、会期は本日から6月18日までの12日間でございます。付議事件につきましては、議案24件、同意案2件、報告2件でございます。初日議了を除く、各議案につきましては、常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布いたします「議案付託表」のとおりでございますので、慎重審議をよろしくお願いいたします。

次に一般質問でございますが、今回の質問者は5名であり、6月12日（水）午前10時より開催いたします。

次に、陳情書の審査について、お手元に配ってあります「陳情・請願等一覧表」のとおり、陳情書14件を個別に審査いたしました。受理番号9番「地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める請願書」は、総務経済委員会に付託し、受理番号11番「保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情書」と、受理番号13番「すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情書」は、文教福祉委員会に付託し、他11件の陳情書につきましては、いずれも「議長預かり」といたしました。内容等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出いただきたいと思います。令和元年第2回東栄町議会定例会につきまして、会期中ご協力のほどよろしくお願いいたします。以上をもちまして、議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に、議会関係を、議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

事務局長（長谷川伸君）

令和元年第2回東栄町議会定例会「諸般の報告」を、議長に代わりましてご報告いたします。

平成 31 年第 1 回定例会以降の行事等につきましては、お手元に「諸報告」として一覧表を配布させていただきましたので、お目どおしをお願いいたします。次に、地方自治法第 235 条の 2 の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から 3 月 29 日に 2 月分、4 月 24 日に 3 月分、5 月 28 日に 4 月分の報告があり、いずれも「適正である」との検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管していますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取り扱いにつきましては、先程の議会運営委員長の報告のとおりでございます。陳情書等の閲覧を希望される方は、議会事務局へお申し出ください。以上で「諸般の報告」を終わります。

議長（原田安生君）

執行部はございませんか。はい、以上で諸報告を終わります。

町長大綱説明

議長（原田安生君）

次に、日程第 4、『町長提出議案大綱説明』を行います。本定例会に提案されております議案に対する町長の大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

町長。

町長（村上孝治君）

改めましておはようございます。令和元年第 2 回東栄町議会定例会にあたり、議案大綱説明の前に就任、町長 2 期目の町政執行への所信を申し述べさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

去る 4 月 21 日に行われました町長選挙におきまして、多くの町民の皆様をはじめ各方面から力強いご支援とご厚情を賜り、再び町政を担当させていただくこととなりました。改めて感謝を申し上げるとともに、町民の皆様の付託を受けたものとして、その責任の重さを全身で感じているところでございます。2 期目となります今後の 4 年間、将来の責任を念頭に自らが先頭に立って全力で町政運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様にはさらなるご理解とご支援ご協力を心よりお願いを申し上げます。

振り返ってみますと平成 27 年 4 月に町長に初当選させていただき、いろんな面で大変な時期ではございましたが、やり抜く覚悟を持って 1 期目のスタートを切らせていただきました。就任以来一貫して町民の皆様との対話による町民参加のまちづくりを念頭に、多くの皆様の意見を伺い、公平公正な町政の推進を基本にまちづくりを進めてまいりました。そして何よりまちづくりの主役は町民であるという認識のもと、協働による住民自治のまちづくりを理想に掲げ、町民が心からふるさとを誇りに思える東栄町の実現に向けて、役場職員をはじめ関わっていただく多くの方々と一緒になって、この 4 年間取り組んでまいりました。しかしながら首長の任期は 1 期 4 年であり、行政の広い分野で十分な成果を上げることはなかなか難しいものがございます。人口減少問題や特に医療、東栄病院の問題、さらには情報施策、デジタル化への対応など、以前から

積み残してきた難題が未だに山積みしており、町行政は一瞬たりとも立ち止まることは許されない現状から、しっかりと将来を見据え、その舵取り役をさせていただく覚悟でございます。一方、まだまだ人口減少は続き、財政状況も厳しい中、将来の子どもたちに負担のかからないよう、適切な行財政運営をすることが不可欠であるというふうに思っております。またこれからは全てを満足する時代から我慢する時代へと変化してきており、将来における公共施設のあり方、真に必要な施設の選択が責められる時代となっており、その検討に当たっては多様な意見の集約に努めながら一つひとつ確実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私は4年前にも申し上げましたが、まちづくり・ひとづくりは選挙などを意識した小手先の制度設計や製作ではなく、中長期的なビジョンに基づき計画的に政策を具体化し、実現すべきものと考えております。従って政策につきましては、1期目に策定をした「第6次総合計画」の目指すビジョンと方向性に基づき、基本計画に沿った分野ごとの施策をお約束した事項を含めて具体化を図り、進めてまいりたいと思っております。

「人も元気、まちも元気」「住む人が未来につむぐ、元気で活力あるまち」東栄町をつくるため、次の7つの取り組みによりまちづくりを行ってまいります。

1つ目は、明日につながる健全な行財政運営です。確かな裏付けに基づいた歳入歳出バランスのとれた計画で効率的な行財政運営に努めます。

2つ目は、さらなる子育てを目指すまちづくりであります。子育て支援センター・保育園・学校・放課後児童クラブの連携を強化し、さらに切れ目のない子育て支援環境の整備をするとともに、学校においてはICTを活用した教育を推進してまいります。

3つ目は、高齢者が元気なまちづくりです。おいでん家のあり方の検討や老人クラブの生きがいづくりの応援などを進めてまいります。

4つ目は、誰もが安心・安全に暮らせることができるまちづくりであります。医療センター及び保健福祉センターを整備し、北部医療圏内の連携強化による医療環境を充実してまいります。そして消防団活動の支援や防災士の育成に努めてまいります。デジタル化や映像配信を利用した防災行政情報も充実をしていきたいと思っております。そして巡回バス路線の構築も計画的にス進めてまいりたいと思っております。

5つ目は、地域の産業や観光で元気になるまちづくりです。漁協さんと取り組んでおります鮎の買取り制度の充実など、振草川再生計画をさらに推進してまいります。観光まちづくり協会を活用した観光振興にも努めていきたいと思っております。そして国において森林環境譲与税の活用による森林保全管理、林業人材の育成、森林産業強化にも努めてまいりたいと思います。そして有給荒廃農地の解消と有害鳥獣対策強化も図ってまいります。

6つ目は、広域行政の推進によるまちづくりです。北設楽郡・奥三河・東三河地域などの連携強化による効率化を目指します。そして友好自治体との交流連携事業の拡大も図ってまいります。

7つ目は、新たな元気を創出するまちづくりであります。それぞれの地区の特色を生かし、地区の未来を住民と共に考え、東栄町みらい戦略プロジェクトとして取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。これらの施策を実現するために、改めて町民の理解を確認しながら、そのうえで一つひとつタイムスケジュール及び行動計画をお示しし、事業及び関連予算を今後、順次議会に諮ってまいりますので、議会においても積極的な議論を深めていただき、政策の実現を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

引き続き、町民主役のまちづくりを念頭に、小さな思いや行動が世代を超えた未来の橋渡しと

なるよう、町民、議会、行政が手を取りあってまちづくりを推進するために策定した東栄町まちづくり基本条例に基づいて、真に町民のための町政の実現に向け、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、二元代表制の町民の代表として、町民の総意を町政に反映いただくようお願いを申し上げます。そして議論の結果において、方向性が定まった場合は、議会と行政が一体となって行動くださるようご協力を切にお願い申し上げます。

私たちの行動に子どもたちの未来がかかっております。時代は刻々と動いております。今行動しなければ何も変わらない。このまちの状況をしっかり捉え、変えるために何をすべきか。この厳しい時代を乗り切るために、町が何をしてくれるかではなく、町民がまちのために何ができるかを問われておるところだと思います。誰もが今までどおりがいいわけですが、人口の減少や少子高齢化など、この地域の厳しい現実をしっかりと見据え、立ち止まるのではなく、東栄町が持っている豊かな資源（人）と可能性を信じ、町民を信じ、一つひとつそして、お一人お一人の思いを協働のまちづくりに向けて、ともに築いていくことを、お願いを申し上げるところでございます。この2期目、私も60歳を超えました。「不惜身命」の覚悟で思いやりのあるまちづくりを職員とともに全力で取り組みこととお誓いし、所信表明とさせていただきます。

それでは、今回ご提案をいたします議案等の概要について、ご説明を申し上げさせていただきます。今回議会に上程いたします議案等につきましては、議案24件、同意案2件、報告2件、合わせて28件を上程いたします。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

では各議案について簡略に説明させていただきます。

議案第40号『東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』は、時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるため改正するものであります。

議案第41号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について』から議案第57号『東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』までの17議案は、10月から消費税8%から10%に引き上げられることに伴い、その影響額について、使用料及び手数料の一部を増額改正するものです。

議案第58号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について』は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,607万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を35億507万2千円とするものであります。人件費につきましては、主に4月1日付の人事異動によるもので、一般会計・特別会計あわせて2,969万3千円の減額であります。それではまず、歳出の主なものについて申し上げます。総務費では、臨時職員の賃金に48万4千円、クラウド導入データ移行委託料に492万2千円、住民情報システム改修等委託料に5万4千円、デジタルカラー複合機借上料に45万6千円、レーザープリンター及びノートパソコン購入費に195万3千円、国の中間サーバーの更新のための負担金として221万9千円、広報誌のデジタル化及び縮刷版の作製委託料として151万円、総合賠償保険料として18万1千円、職員駐車場の立木伐採処分委託料として17万1千円、旧足込小学校屋根改修工事として78万7千円、愛知県移住支援補助金として100万円、町営バスの修繕料として36万円、経済センサス調査費として9千円の追加であります。民生費では、きょうされん全国大会補助金として1万円、児童発達支援施設利用料の負担金として29万2千円、子育て支援センターの屋内遊具購入費として47万円の追加であります。衛生費では、医療センター・保健福祉センター整備関連として、設計者選定支援業務委託料、そして地歴及び土壌調査委託料に851万5千円、風しん追加対策事業関連で118万2千円の追加でありま

す。医療センター特別会計繰出金は 298 万 8 千円の減額であります。次に農林水産業費であります。特産品販売施設等借上料として 5 万円の追加であります。商工費では、各種団体への負担金として 5 万円、役場前駐車場の観光案内板の修繕料として 11 万 9 千円、とうえい温泉の源泉に係る修繕料として 105 万 6 千円、ボイラーの更新に係る費用は 7,187 万円の追加であります。土木費では、臨時職員の賃金として 136 万 6 千円、道路敷の分筆登記等委託料として 174 万 2 千円、町営平井住宅の借地復元測量業務委託料として 79 万 8 千円、各種団体への負担金として 5 千円の追加であります。消防費では、団員の療養補償費に 358 万 8 千円、不要物の処分手数料で 4 万 2 千円、防災行政無線の整備費として 2 億 8,145 万円の追加であります。教育費では、小中学校の机と椅子の購入費として 77 万 9 千円、芸術鑑賞のための中学生の送迎委託料 27 万 1 千円、花祭会館のリニューアルに係る費用として 312 万 8 千円、B & G センターインストラクターの養成研修費用で 42 万 7 千円、東栄町ゴルフクラブの補助金として 10 万円の追加であります。

この補正の財源としましては、地方譲与税の森林環境譲与税 77 万 9 千円、国庫支出金 245 万 9 千円、県支出金 1,396 万 8 千円、基金繰入金 4,147 万 5 千円、繰越金 2,780 万 4 千円、諸収入 358 万 7 千円、町債 2 億 7,600 万円を追加いたします。また、広報誌デジタル化及び縮刷版の作成事業、医療センター・保健福祉センター設計等委託業務及び防災行政無線設備等工事については、本年度と翌年度の 2 か年の継続費とさせていただきます。

次に議案第 59 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 199 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 7,051 万 9 千円とするものであります。国保システム改修委託料を 199 万 8 千円減額するとともに、この改修を 2 カ年の継続費とするものであります。

議案第 60 号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について』は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 473 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2,577 万 8 千円とするもので、人件費の補正によるものです。

議案第 61 号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について』は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 41 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 4,092 万 8 千とするもので、これも人件費の補正によるものでございます。

議案第 62 号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について』は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 2,771 万 3 千円とするもので、同じく人件費の補正によるものでございます。

議案第 63 号『令和元年度東栄町医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について』は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 298 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 6 億 5,393 万 3 千円とするものであります。医師派遣委託料に 537 万 8 千円、会計管理業務委託に 65 万 4 千円、検査室シロアリ駆除委託料に 22 万 2 千円、透析装置の工事に 380 万 9 千円を追加する一方、人件費は増額となっています。

同意案第 2 号『東栄町各財産区管理委員の選任について』は、委員の任期が令和元年 6 月 15 日で満了となるため、選任同意をお願いするものであります。

同意案第 3 号『東栄町副町長の選任について』は、任期が令和元年 6 月 30 日で満了になるため、選任同意をお願いするものであります。

報告第 1 号『平成 30 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』であります。平成 31 年 2 月 28 日議会臨時会、平成 31 年 3 月議会定例会でお願いをいたしました例規整備支援業務

「とうえいの木」家づくり定住支援事業、愛知県議会議員選挙、新保育園整備事業、小中学校普通教室エアコン設置工事及び公共土木施設災害復旧事業の繰越明許については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただくものであります。

報告第2号『株式会社とうえいの経営状況について』は、平成30年度の経営状況を報告するものであります。以上でございます。副町長始め担当課長から詳細については説明をいたしますので、どうぞよろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後、議了致したい議案等がございますので申し上げます。

日程第29、同意案第2号『東栄町各財産区管理委員の選任について』、日程第30、同意案第3号『東栄町副町長の選任について』、日程第31、報告第1号『平成30年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』、日程第32、報告第2号『株式会社とうえいの経営状況について』

以上4案件は、本日の議会審議の後、ただちに議了致したいと思いますので、ご了承のうえ、お願いを申し上げます。

議案第40号

議長（原田安生君）

次に、日程第5、議案第40号『東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。議案第40号 東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東栄町条例第2号）の一部を次のように改正する。

一枚はねていただきまして、新旧対照表がございます。東栄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月17日東栄町条例第2号）新旧対照表でございます。左の改正後でございますが、第8条の3項、ここに「前項に規定するもののほか、同行に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める」この文言を加える改正でございます。ここの一番下の「規則で定める」のところでございますが、規則も同時に作成しております。こ

の規則で定めるとございますが、規則の内容ですが、時間外勤務命令を行うことができる上限についての規則の改正を行っております。これは国家公務員の超過勤務命令の上限設定にかかる人事院規則の改正に準ずるものでございます。細かな内容ですが、上限時間1カ月に45時間かつ1年につき360時間、この他、他律的業務の比重の高い部署に勤務する職員の上限時間の特定、これらを規則で定めます。規則で定めたことによりまして、条例ではここに明記するものでございます。戻っていただきまして最初のページですが、附則、この条例は、公布の日から施行する。

提案理由、この案を提案するのは、国家公務員の超過勤務命令の上限設定に係る人事院規則の改正に準ずるため、改正する必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第40号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今説明がありましたけど、委員会の中の審議で今説明があった、規則で定める部分のところは、資料として出ますか。それとも量として大変たくさんある資料だから出しにくいとかありますけど、規則で定める部分については委員会審議のところで補足的に説明されますか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今作成中でございますので、詳細をここで報告したいんですが、これは働き改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、罰則付きの時間外労働の上限の規制が導入されました。これに伴い、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めたということによりまして、今現在規則も作っておりますので、委員会に出せるかどうかというのは、まだちょっと不明です。以上です。

議長（原田安生君）

5番よろしいですか。

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第40号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第6、議案第41号『東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

続きまして、議案第41号 東栄町使用料及び手数料条例の一部改正について。東栄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次とおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。東栄町使用料及び手数料条例（昭和40年東栄町条例第6号）の一部を次のように改正する。

6枚めくっていただきまして、新旧対照表がございます。7分の1ページ最初のページでございますが、別表について説明させていただきます。別表第1の2、東栄町斎苑使用料、ここに始まりまして、次に葬祭場使用料、祭壇使用料、次のページに備品、別表第4では東栄グリーンハウス使用料及び手数料、その次が体育施設とか弓道場の使用料の改正、4ページ目がテニスコート使用料、次のページが花祭会館、B&G海洋センター、次にプール、後6ページ目ですが民芸館、博物館使用料・手数料についての改正でございます。最後7分の7ページでございますが、ノルディックウォーキングポール使用料、別表第6になります。ここにつきましては、スポーツ器具使用料として1人1回300円使用料をいただいておりますが、ここでは近年使用回数の減少と使用料の額が少ないということで、今回廃止ということで無料とさせていただきます。

最初のページに戻っていただきまして、5枚めくっていただきます。下の方ですが、附則、施行期日、この条例は、令和元年10月1日から施行する。右に移りますが、経過措置、この条例による改正後の東栄町使用料及び手数料条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による、でございます。

提案理由。この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）の一部の施行に伴い、使用料及び手数料の改正を行うとともに見直しを行う必要があるからである。

以後、議案第42号から各施設の設置及び管理に関する条例の一部改正の中で、それぞれの施設の使用料・手数料の改正を行います。基本事項といたしまして、消費税5%の平成9年の数字を1.05で割り返しまして単価を出します。これに1.1を掛ける、これが基本の数字とさせていただきます。また、各施設によりましてこれが適用されないところもありますので、そこは担当課から報告申し上げます。以上です。

議長（原田安生君）

議案第41号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

今の議案の説明のところで、提案理由で、補足で話がありましたけども、計算式では5%のところから割り戻しをして10%設定したということですけど、この後議事の提案にありましたように57号まで、この一連の消費税関連で消費税の改定があるということですけど、全体を通したときに、例えば今説明があったように、基本はそうなんだけども施設によっては1.08との関係で計算している部分もありますし、それからそれとはまた別の金額の変更があるということですね。それからここのところの議案の提案説明にあったように、改正を行うとともに見直しを行うということは、基本的に57号まで全般共通した提案理由というふうに理解してよろしいですか。つまり、他のところの議案のところでは、この見直しの部分がないんですけども、文言が。それは基本的には共通して改正とともに見直しを行って、全体の見直しも行っているんだと、消費税分の計算式の改定だけではなくてという意味で捉えていいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今、議員のおっしゃる通り算定の方法なんですが、申し上げましたとおり平成9年4月から消費税5%になっております。この時に使用料・手数料があったもの、建物があつて使用料・手数料を頂いていたものは、ここの単価を1.05で割り返しまして、これに1.1を掛ける。このような使用料の設定を基本的にを行いました。平成9年以降に建てられた建物ですとか、ここで価格を設定されたものにつきましては1.08で割り返しまして1.1を掛けたという計算式でございます。

見直しの件でございますが、一応各施設全体的に共通することでございます。特に温泉などは消費税増税に伴いまして、全体的に使用料等を見直しております。以上です。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

そうしますと全体を通してということですから確認ですけども、いわゆる消費税改定に伴う計算式における変更、金額の変更に足して、全体的料金体系を町としても見直したんだという2つの視点があるということですので理解してよろしいですか。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

はい、そのとおりです。

議長（原田安生君）

他ありますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

この手数料の値上げについては、計算してみますと非常にバラつきがあったわけですが、理由は今説明のとおり分かりました。理由については分かりましたが、もう1つこの条例が附則にただし書きか何かで、消費税に値上げが無かった場合、あるいは中止になった場合どうなるかということが記載されていないですけど、もしかの場合はどうされる予定ですか。お願いします。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

この件でございますが、各市町ですとか愛知県の方に確認させていただきました。今の法律が10月1日から改正するとありますので、ここら辺は附則で何とかしようと考えたのですが、一応10月1日から施行。もしそれができなかった場合はもう1度9月で改正案を出す予定でございます。以上です。

議長（原田安生君）

はい、よろしいですか。他ありませんか。

以上で、議案第41号の質疑を打ち切ります。

議案第42～45号

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第7、議案第42号『東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第8、議案第43号『東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第9、議案第44号『東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第10、議案第45号『東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について』の4案件は、同じ所管課として関連がございますので、一括議題として、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号から議案第 45 号までを一括議題と致します。執行部の説明を求めます。

(「議長、住民福祉課長」の声あり)

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは失礼します。議案第 42 号 東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年東栄町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、2 枚はねていただき、新旧対照表をご覧ください。東栄町介護予防センター及び東栄町結の里の使用料の改定となります。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を 1.08 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げております。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

2 ページに戻っていただいて、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町介護予防等拠点施設設置及び管理に関する条例は、施行期日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革をおこなうための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

それでは続きまして、議案第 43 号 東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例（平成 17 年東栄町条例第 29 号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % 時の金額を 1.05 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただいて、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町老人福祉施設設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革をおこなうための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

それでは2枚はねていただいて、議案第44号 東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例（平成18年東栄町条例第8号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を1.08で除して1.1を乗じた金額で円単位を切り上げております。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただいて、附則、施行期日、第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置、第2項 この条例による改正後の東栄町食生活支援センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革をおこなうための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

2枚めくっていただきまして、議案第45号 東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例（平成17年東栄町条例第30号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、次ページの新旧対照表をご覧ください。表の右側が改正前、左側が改正後です。消費税率5%時の金額を1.05で除して1.1を乗じた金額で円単位を切り上げております。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。前のページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置、第2項 この条例による改正後の東栄町東菌目ふれあいプラザ設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）の一部施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第42号から議案第45号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

はじめに、議案第42号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第43号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第 44 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第 45 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 42 号から議案第 45 号までの質疑を打ち切ります。

ちょっと早いんですが、5 分まで休憩いたします。はい、今から 5 分まで休憩、11 時 5 分。

<休憩 10:56～11:05>

議案第 46～53 号

議長（原田安生君）

再開いたします。

ここでお諮りいたします。日程第 11、議案第 46 号『東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 12、議案第 47 号『東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 13、議案第 48 号『東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 14、議案第 49 号『東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 15、議案第 50 号『東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 16、議案第 51 号『東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 17、議案第 52 号『東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 18、議案第 53 号『東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について』、これらの 8 案件は、同じ所管課として関連がございますので、一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号から議案第 53 号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、それでは失礼します。議案第 46 号 東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定め

るものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町産業会館設置及び管理に関する条例（平成17年東栄町条例第37号）の一部を次のように改正する。改正内容は、次ページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を1.08で除して1.1を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただき、附則、施行期日、第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置、第2項 この条例による改正後の東栄町産業会館設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に関する使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年度法律第85号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、2枚はねていただきまして、議案第47号 東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町林業センター設置及び管理に関する条例（平成17年東栄町条例第36号）の一部を次のように改正する。改正内容は、1ページめくっていただき、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率5%時の金額を1.05で除して1.1を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置、第2項 この条例による改正後の東栄町林業センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、今条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第85号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、2枚はねていただきまして、議案第48号 東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例（平成17年東栄町条例第34号）の一部を次のように改正する。改正内容は、1枚はねていただき、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率5%時の金額を1.05で除して1.1を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第1項 この条例は、令和元年10月1日から施行する。経過措置、第2項 この条例による改正後の東栄町生活改善センター設置及び管理に関する条例の制定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に関する使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、2 枚はねていただきまして、議案第 49 号 東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例(平成 17 年東栄町条例第 35 号)の一部を次のように改正する。改正内容は、1 枚はねていただきまして、次のページの新旧対照表をご覧ください。次のページとその裏面になります。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % 時の金額を 1.05 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

それでは前のページに、1 番最初のページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町交流促進センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行期日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、2 枚はねていただきまして、議案第 50 号です。東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例(平成 17 年東栄町条例第 32 号)の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、1 枚はねていただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。別表第 1 につきましては、温泉スタンドを無くしたため、削除いたします。別表第 2 につきましては、温泉の料金を改正するものです。入浴料については、650 円から 700 円ということで 50 円の増をお願いいたします。これは消費税増税分だけでなく、利用者に適正な負担を求めるよう改正するものです。回数券も同様に値上げし、12 回券については、6 回券の 2 倍ということで運用していたものを、今回追加しました。次のページになりますが、子ども料金についても 350 円から 380 円に 30 円の増をお願いいたします。なお、表の一番下ですけども、温泉スタンドが無くなったため、料金についても削除いたします。

それではこの条例の提案の 1 番最初に、すみません、その前のページの条例案の 2 ページ目になります。新旧対照表の前のページです。附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町高齢者いきいき健康増進施設設置及び管理に関する条例の制定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を

行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部の施行及び施設運営のため利用者に適切な負担を求めるため、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、議案第 51 号になります。議案第 51 号 東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例(平成 17 年東栄町条例第 33 号)の一部を次のように改正する。改正内容は、次のページになります。新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を 1.08 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

前のページに戻っていただいて、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町ふれあい交流施設設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に関する使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。以上です。

続きまして、議案第 52 号になります。東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例(平成 26 年東栄町条例第 22 号)の一部を次のように改正する。改正内容は、次のページ新旧対照表をご覧ください。2 ページにわたります。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を 1.08 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。

この議案のはじめのページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町滞在型健康づくり宿泊施設とうえい健康の館設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、議案第 53 号です。2 枚はねていただきます。東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町バンガロー設置及

び管理に関する条例（平成 17 年東栄町条例第 40 号）の一部を次のように改正する。改正内容は、1 枚はねていただきまして、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % の金額を 1.05 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。千代姫コテージの暖房費のみ平成 26 年 4 月に改正があったため、改正前の金額を 1.08 で除して 1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料でございます。なお、御園バンガローは教育課の所管となります。

それでは前のページに戻っていただきまして、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町バンガロー設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。以上です。

議長（原田安生君）

議案第 46 号から議案第 53 号までの説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

はじめに、議案第 46 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第 47 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第 48 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、議案第 49 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、議案第 50 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に、議案第 51 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

次に、議案第 52 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

最後に、議案第 53 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、2 番」の声あり）

はい、2 番。

2 番（森田昭夫君）

今議会のうちにぜひ検討したらどうかなと思うんですが、特に千代姫バンガローですか、これなんかはっきり言って御園の天文台もそうなんですが、特に千代姫荘のバンガローについては、使用料というか収入よりも支出の方がはるかに多くなっておるんですよね。新しいうちはお客さんが大勢いたんですが、もうほとんど来ない。少なくなってるんじゃないかなと。どう見ても管理する方がお金がかかってしまう。だからもう廃止も含めて、ぜひとも今議会中に検討した方がいいんじゃないのかなと、こんなふうに思いますが、いかかでしょうかということですね。できたら今の収入と支出の状況、この辺のこともまた委員会かなんかに提案いただいて、出していたいて、どんなような状況なのか。それから噂によるとヒルだとかああいったものも出てきて、本当にお客さんも嫌がっているという噂も聞きますので、その辺の状況などもまたお聞かせいただいたらと思います。またこれは委員会の方で結構ですけども、ぜひとも検討したらいかかでしょうかという提案です。

（「議長、経済課長」の声あり）

経済課長（夏目明剛君）

千代姫バンガローにつきましては、昨年度から予約を積極的にとるのはやめております。あの施設を、おっしゃるとおりもう冷房も入っていないということで、予約される方もいないので、昨年度から大学だとか企業だとか自治体に、あの施設を直接使っていただけないかと、全部借りてもらえないかということで、今話をかけているところです。以上です。

議長（原田安生君）

それでは委員会の時には今言われた資料は出せますか。

（「はい」の声あり）

ということですので、よろしくお願いします。

他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第 46 号から議案第 53 号までの質疑を打ち切ります。

----- 議案第 54 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 19、議案第 54 号『東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、教育課長」の声あり）

はい、教育課長。

教育課長（栗嶋賢司君）

議案第 54 号 東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例（平成 18 年東栄町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % 時の金額を 1.05 で除して、1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更となる使用料と手数料でございます。なお、新旧対照表 3 分の 2 ページの一番上、マウンテンバイク・パターゴルフ使用料は、現在使用しておらず再開の予定が無いことから、別表から削ります。

前のページに戻っていただいて、附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例による改正後の東栄町森林体験交流センター設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等に法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部の施行に伴い、使用料及び手数料の改正を行う必要があるからである。

議長（原田安生君）

議案第 54 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 54 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 55 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 20、議案第 55 号『東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

議案第 55 号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例（平成 30 年東栄町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。改正内容は 1 枚はねていただきまして、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。改正前の金額を 1.08 で除して、1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる室料及び手数料でございます。別表第 1 の病室室料につきましては、今年度より有床診療所となった段階で対象室が 1 室となったために、A のみとしたものであります。また、別表第 2 の障害者自立支援医療検診書につきましては、生活保護の自立支援給付に係る診断書で、精密診断書の中に含まれていましたが、上限が 3,000 円に変更され、精密診断書と区別して掲載する必要が生じたため、追加して規定しているものでございます。

前のページにお戻りください。附則、施行期日、第 1 項 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、第 2 項 この条例により改正後の東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用料及び交付に係る病室室料及び手数料について適用し、この条例の施行日前の使用及び交付に係る病室室料及び手数料については、なお従前の例による。ここで適用の「用」が「応」に誤っておりましたので、お詫びして訂正します。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 85 号)の一部の施行に伴い、手数料及び病室室料の改正を行うとともに対象病室及び手数料の見直しを行う必要があるからである。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 55 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 55 号の質疑を打ち切ります。

----- **議案第 56 号、57 号** -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 21、議案第 56 号『東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について』、日程第 22、議案第 57 号『東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について』の 2 件は、同じ所管課として関連がございますので、一括議題として、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

異議なしと認めます。よって議案第 56 号、議案第 57 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、地域支援課長」の声あり）

はい、地域支援課長。

地域支援課長（加藤文一君）

議案第 56 号 東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和 51 年東栄町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。改正内容ですが、2 枚はねていただき、新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % 時の 1.05 で除して、1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料です。

表紙に戻っていただいて、附則、施行期日、1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、2 この条例による改正後の東栄町三輪コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

次のページですが提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。

続きまして、議案第 57 号 東栄町多目的集会施設設置及び管理に関する条例の一部改正について。東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例（昭和 55 年東栄町条例第 24 号）の一部を次のように改正する。改正内容は、次のページの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後です。消費税率 5 % 時の金額を 1.05 で除して、1.1 を乗じた金額で円単位を切り上げています。下線の引いてある箇所が変更になる使用料です。

前のページに戻っていただいて、附則、施行期日、1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。経過措置、2 この条例による改正後の東栄町多目的研修集会施設設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由、この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）の一部の施行に伴い、使用料の改正を行う必要があるからである。以上でございます。

議長（原田安生君）

議案第 56 号、57 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
はじめに議案第 56 号の質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい。次に議案第 57 号の質疑を行います。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で、議案第 56 号、57 号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第 58 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 23、議案第 58 号『令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。
（「議長、副町長」の声あり）
副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算書の方をよろしく申し上げます。

議案第 58 号 令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）について。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）。令和元年度東栄町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 366,072 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,505,072 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

継続費、第 2 条、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

地方債の補正、第 3 条、既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、2 款地方譲与税 779 千円、13 款国庫支出金 2,459 千円、14 款県支出金 13,968 千円、17 款繰入金 41,457 千円、18 款繰越金 27,804 千円、19 款諸収入 3,587 千円、20 町債 276,000 千円。歳入合計 366,072 千円。計 3,505,072 千円。

歳出、1 款議会費 3,585 千円の減、2 款総務費 10,955 千円、3 款民生費 9,447 千円の減、4 款衛生費 10,332 千円、5 款農林水産業費 839 千円、6 款商工費 77,975 千円、7 款土木費 1,948 千円、8 款消防費 285,222 千円、9 款教育費 8,167 千円の減。歳出合計 366,072 千円。計 3,505,072

千円。

第2表 継続費。2款総務費1項文書広報費、広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業 総額 3,380 千円。年度割 令和元年度 1,510 千円、令和2年度 1,870 千円。4款衛生費1項保健衛生費、医療センター・保健福祉センター設計等委託業務 総額 79,414 千円。年度割 令和元年度 2,733 千円、令和2年度 76,881 千円。8款消防費1項消防費、防災行政無線設備等工事 総額 580,558 千円。年割額 令和元年度 281,450 千円、令和2年度 299,108 千円。

第3表 地方債補正。1、追加。起債の目的 防災行政無線設備等工事、限度額 276,000 千円。起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。計 276,000 千円。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきます。歳出からお願いいたします。まず、全般的なことですが、人件費については4月1日付の人事異動によるものでありまして、一般会計では22,354千円の減額、特別会計合わせて29,693千円の減額となります。

それでは個別の説明をさせていただきます。なお、個別の人件費につきましては省略をさせていただきます。10ページをお開き下さい。2款1項1目一般管理費7節の臨時職員賃金は、総務課に配属しております臨時職員1名分の賃金であります。12ページ、13節のクラウド導入データ移行委託料は、4月から人事給与システムが変更になったことに伴い、その情報データを移行するためのものです。住民情報システム改修等委託料は、被災者支援システムの新元号への対応費用です。14節のパソコン・複合機借上料は、現在使用しているコピー機が9月でリース満了になります。不具合が多発しているため新たな機械に変更するものです。18節の庁用器具費は、現在本庁舎では、資料のコピーとパソコンからの印刷をコピー機1台で共用してきましたが、使用頻度が多く、故障の原因となったり使用量も増えてきたことから、コピー機とプリンター機を分離した方が機械の負担も少なくなるとともに、コストも削減できることから、レーザープリンター3台を購入するものです。また、事務用のノートパソコンが不足していることから、5台購入するものです。19節の中間SVPF負担金は、地方公共団体情報システムが管理している中間サーバーを更新する必要がある、その負担金であります。財源については、改修費の1,616千円は全額国庫補助金で充てられ、残りの2分の1は地方財政措置されるものです。2目文書広報費13節の広報誌デジタル化及び縮刷版作成委託料は、2年間かけて過去の広報誌をデジタル化し、ホームページで検索して見えるようにするとともに、紙での縮刷版を作成するものです。4目財産管理費12節火災保険料は、町が管理する施設で、賠償責任が生じた場合等に対する全国町村会総合賠償保険料です。13節の職員駐車場立木伐採処分委託は、職員駐車場にある広葉樹が歩行者の通行や周辺の民地に影響を与えているため、伐採処分するものです。15節の旧足込小学校屋根改修工事は、旧校舎棟の屋根から雨漏りが生じていることから、改修工事を行うものです。14ページ7目企画費19節のその他は、大治町との友好交流の一環として、東栄町が実施する山フェスへの大治町民の参加について参加料の一部を補助するものです。愛知県移住支援事業補助金は、今年度から創設された事業で、1県から移住して就職または企業した人に対し、100万円を補助するというもので、そのうち国が50万円、県が25万円負担します。11目町営バス運営対策費11節修繕料は、東栄線の車両のエンジンが故障したことによる修繕です。16ページ5項3目経済センサス調査費は、令和3年に実施される本調査のための基礎調査に係る経費です。20ページ、3款1項3目障害者福祉費19節きょうされん全国大会補助金は、10月に名古屋で開催される全国大会に対して補助するものです。児童発達支援施設利用料負担金は児童福祉法に基づき、新城市のおおぞら園を児童が利用することに対し必要な額を負担するものです。2項1目児童福

祉総務費の嘱託職員の報酬、通勤手当及び社会保険料については、保育園費に費目を変更するものです。12 節火災保険料は、子育て支援センターの利用者が増えたことにより、損害保険料を増額するものです。18 節その他備品購入費は、子育て支援センターに屋内遊具を新規で購入するものです。24 ページ、4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 13 節の委託料は、医療センター・保健福祉センターの基本設計及び実施設計の設計者の選定についての支援業務と、法律の定めにより敷地の地歴と土壌の調査を委託するものです。28 節は東栄医療センター特別会計の補正による減額です。2 目予防費は、令和 3 年度末までに現在 39 歳から 56 歳までの男性について、原則無料で風しんの抗体検査と予防接種を行うという国の方針に基づき実施するもので、財源は 2 分の 1 を国庫補助金、残りは地方財政措置で充てられます。26 ページ、5 款 1 項 2 目農業総務費 14 節は、千代姫荘に隣接する特産品販売施設を振草川漁業協同組合から借上げるものです。30 ページ、6 款 1 項 2 目商工振興費 19 節は、経済団体等への負担金です。3 目観光費 11 節の観光案内看板修繕料は、役場前駐車場に設置してあります案内板を張り替え修繕するものです。5 目温泉施設費 11 節修繕料は、源泉パイプのつまりを防止するために、点検清掃溝を付けるものです。13 節委託料と 15 節工事請負費は、開業から 17 年を経過したボイラーについて更新工事を行うものです。32 ページ、7 款 1 項 1 目土木総務費 7 節の臨時職員賃金は、事業課に所属しています臨時職員 1 名分の賃金です。13 節道路敷分筆登記等委託料は、町道飯田海老線の境界確定業務を委託するものです。町営平井住宅借地復元測量業務委託料は、本年度取り壊す平井住宅の敷地について、町有地と借地であった民地との境界を確定する測量を委託するものです。19 節の負担金補助及び交付金は、治水砂防及び道路整備関係団体の負担金です。34 ページ、8 款 1 項 2 目非常備消防費の 5 節療養補償費は、昨年 2 月の役場倉庫火災の際に消防団員が負傷した件について、療養補償及び休業補償を支払うもので、消防団員等公務災害補償等共済基金から払われるものです。3 目消防施設費 12 節の不要物処分手数料は、消防詰所にある消防関係の不要物を処分するための費用です。36 ページ 4 目無線管理費 15 節町防災行政無線整備費は、現在アナログ波で運営している防災行政無線をデジタル波に変更するとともに、行政情報を映像配信するシステムへ変更して運営するための工事で、来年度までの 2 カ年事業として実施します。9 款 2 項 3 目学校施設費 18 節の机・椅子購入費は、小学校の机とロッカーを購入するものです。財源は森林環境譲与税を充てます。38 ページ、3 項 2 目教育振興費 13 節の中学生生徒送迎委託料は、10 月に愛知県文化振興事業団が愛知県芸術文化センターで実施する「劇場と子ども 7 万人プロジェクト・オペラ鑑賞教室 2019」に中学生の生徒及び教員が参加するための、名古屋までのバス運行委託料です。3 目学校施設整備費 18 節の机購入費は、中学校の机セットを購入するものです。財源は森林環境譲与税を充てます。5 項 2 目文化財費は、昨年度整備した花祭会館の映像コンテンツを活用した展示をさらに充実させるため、花祭保存会の映像コンテンツを収集し、データベースに追加するものです。さらに花祭会館の資料について、名古屋大学に整備を委託するものです。これらの財源としては、観光施設費補助金を充てます。39 ページ、3 目社会体育費の旅費、需用費、役務費及びその他負担金は、6 月 2 日から 7 月 4 日までの 1 カ月間、B & G センターインストラクター養成講座研修に職員 1 名を参加させるための経費です。19 節東栄町ゴルフクラブ補助金は、クラブが本年度 25 周年を迎え、その記念大会に対し補助するものです。

次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開き下さい。2 款 2 項 1 目森林環境譲与税は、小中学校の机・椅子及びロッカーの購入に対するものです。13 款 2 項 1 目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、中間サーバー更新に対するものです。2 目

民生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブと子育て支援センターの運営に対するもので、内容の見直し等による増額です。3目衛生費国庫補助金の感染症予防事業等補助金は、風しん追加対策事業に対するもので補助率は2分の1です。14款2項1目総務費県補助金の過疎バス路線維持費補助金は、町営バスの運行経費に対するものです。愛知県移住支援事業補助金は同事業に対する国・県の負担分です。元気な愛知の市町村づくり補助金は、従来枠として広報誌、デジタル化及び縮刷版作成事業に100万円、チャレンジ枠として町防災行政無線整備費に500万円を充てるものです。2目民生費県補助金の地域子ども子育て支援事業費は、先ほどの国の補助金と同様の県分の補助金です。7目教育費県補助金の観光施設費補助金は、花祭会館の映像コンテンツの整備に対するものです。6ページ、3項1目総務費県委託金は経済センサス基礎調査のための事務費に係るものです。17款2項1目高齢者いきいき健康増進基金繰入金は、とうえい温泉修繕及びボイラー更新等工事に係るものです。3目財政調整基金繰入金は、医療センター・保健福祉センター設計者選定支援業務と地歴及び土壌調査委託料の財源に充てるものです。18款1項1目繰越金は、今回の補正の財源不足分を計上してあります。19款5項1目雑入の消防団員療養補償費は、火事で負傷した消防団員に対する療養及び休養保障に係るものです。8ページ、20款1項6目消防債は、町防災行政無線整備に係るもので、緊急防災減災事業債を予定しております。歳入は以上ですが、44ページをお開き下さい。広報誌デジタル化及び縮刷版作成事業、医療センター・保健福祉センター設計等委託業務、防災行政無線設備等工事につきましては、令和元年度から2年度の継続事業として実施させていただきますので、その継続費の調書であります。以上で、一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、説明が終わりました。時間になりましたので、ここで昼食・休憩といたします。再開は1時です。

<休憩 12:00～13:00>

議長（原田安生君）

皆さんお揃いですので、再開をいたします。

これより質疑に入ります。はじめに、補正予算説明書の「歳出」全般についての質疑をお願いします。1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款衛生費。補正予算説明書の10ページから25ページです。質疑はございませんか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

今回医療センターの地歴なんかの調査が計上されておりますけども、医療センターいわゆる診療所の建設のための財源だとか、あるいは場所の選定、そういったことは今回出されたということは充分議会の中で議論されておると、だから今回出したという考え方でよろしいでしょうか、今回の提案は。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

基本構想・基本計画に沿って進めたいということは前々から言っていたいておりますし、最良の土地は旧明石の土地だと思っております。これは議員もご承知のように、既に所得後から5年経っておるといような状況であります。そういった状況の中で、基本構想の中でも充分議論をしていただいて、平地としての3万平米があるという土地は、東栄町においてはそこにしかないというふうに思っておりますし、これから用地整理をするという状況にはないというふうに私も思っておりますので、全体のまちづくり計画の中にもありますように、中心地に当然そういう状況の中で道路の関係もございますけど、その旧明石の土地を候補として今回調査をさせていただくということでございます。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

町長の考え方は充分議論されているから、議会の中で充分議論されているから提案したというふうに、今そういうふうに聞こえましたけども、もう1つ非常に心配なのが議長のご挨拶の中にも今日ありましたけども、将来を見据えたしっかりとした議論をして欲しいと、これから将来のこともしっかり見たうえでということをおっしゃっていました。今回の町長の所信表明のお話の中にもバランスのとれた行財政の運営をこれからしていくんだと。しかも将来の子どもたちのために、言ってみれば負担をかけないようなしっかりした運営をしていくというご挨拶もありました。町長も議長もそういったことで将来の不安のないようなやり方をしていくというふうなお話をしてましたけども、私が考えるには非常に財政的に心配であります。今回防災行政無線、億という単位の借金をする、あるいは保育園や学校の建設にも多額の借金をしてきてる。これから公債費を払っていくうえで、東栄町のいってみれば財政収入というのは非常に少ないわけですので、その辺の議論が私は充分されてないじゃないかなとそう思いますので、この間の全員協議会の中でも話をしましたけども、これから先のきちんとした見込み、財政的な見込みを正確なものを出していただくようお願いをしておきたいと思います。

議長（原田安生君）

はい、要望ということでよろしいでしょうか。

（「はい、要望です」の声あり）

はい、それでは今言われた財政面、そういうものに関して、また委員会の方で回答をいただけるように執行部にはお願いをしておきます。

その他ございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

要望です。衛生費の医療センター・保健福祉センター設計者設定支援業務委託料について、もう少し詳しい資料をいただきたいなと思っております。契約の内容ですが、先ほど町長も言われてました基本構想のとおり進めるという契約なのか、どんな契約をいつ、どの企業としたのかっていうもう少し7,900万円という大きな契約ですので、内容をお示しいただきたいと思います。可能であれば契約書を見せていただきたいと思っております。要望以上です。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

契約書というのは、先ほど今回の支援業務についてだったと思います。今回2,733千円出てありますが、これにつきましては、この予算をいただいてそのうえで、まず基本設計等のための設計者を選定するための業務を委託するということでございますので、どんなことをこの支援業務としてやるということはお示しすることができますが、契約はこれからでございますし、それから先ほど言いました7,000万というのは全体の基本設計・実施設計の予算も含まれていると思います。これは今後、その業者を選定するためのそういったことを進めていくわけでありまして、そういったものは現段階ではお示しすることはできませんので、よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、4番よろしいですか。

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

それでは続いて、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、9款教育費。補正予算説明書の26ページから43ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、「歳出」の質疑を終わります。

次に「歳入」全般についての質疑をお願いいたします。補正予算説明書の4ページから9ページです。質疑はございませんか。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

3番（山本典式君）

6 ページですけども、基金の繰入金。私こういう考え方もするんですけども、訂正があれば言っていたきたいと思います。財政調整基金の繰入金 8,475 千円、これを財政調整基金から繰入れてるということは、これだけの金額、個人で言えばたくさんですけど、こんだけの金額を財政調整基金を取り崩さないと他の財源がないか。そこら辺どうですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

今回財政調整基金を取り崩させていただいたのは、先ほどの説明の中にもありましたが、今後の医療センター・保健福祉センターの設計業者の選定支援業務、それと地歴・土壌調査等の財源に充てさせていただくという話をさせていただきました。今後の事も財源的な話が出てくるわけですが、今回医療センター等の整備に係るものについて財源をはっきりさせるために、今回はこの財政調整基金を使わせていただいたというような形で今回出させていただいたものであります。

議長（原田安生君）

3 番よろしいですか。

（「議長、3 番」の声あり）

はい、3 番。

3 番（山本典式君）

じゃあまあ特に先ほどから財政のことを心配な面があるということの中で、じゃあ私の言うそういう考え方じゃなくて、いわゆる医療センターと保健福祉センターについては、はっきりさせるために今後も財政調整基金を崩したような形で財源に充ててくかということですね。確認ですけど。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

特に医療センターの整備につきましては、基本構想・基本計画の財源の今後の整備計画の中でもお話をさせていただいた部分ではありますが、医療センターにつきましては、現在の東栄病院の整備基金、それから東栄病院の企業会計等にありました留保財源を使わせていただきながらやりたいという説明をさせていただきました。東栄病院の事業会計につきましては、平成 30 年度末をもって閉じて今精算をしている段階でありますので、そういった留保資金の今後、整理の仕方もございます。それから管理の仕方もございますので、そういったものも前提にしたうえで今回基金を充てさせていただいておるということでございますので、そういったお金をそのまま中

に浮かしておくわけにはいきませんので、今後何らかの形で管理していくということを前提としてこういう措置をさせていただいたということです。

（「議長、5 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

今質問がありました基金のことですけれども、基本的に今の段階では財調から繰入れてということになりますけれども、最終的に年度の中では財調に繰入れていく、積み上げていくということも視野に入れながら全体の基金運営をしていく。つまり、ある面ではこの時期における交付税の問題やいろいろ財政全体中の運用上の中として今回基金をこういう形で使っていく。最終的にはまた年度の中で再度調整して基金の中では維持をしていくと、そういう考えということによろしいですか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

先ほど申しました東栄病院の事業会計を整理したときに、当然出てくるお金がございますので、それをまだ正式には決めてございませんが、こういった基金に積み立てながら、そしてそれを崩していって充てていくというような形が管理の仕方としてはよろしいのかなと思いますので、そういった方向で今考えております。

議長（原田安生君）

よろしいですか。

はい、その他ございますか。

無いようですので、以上で、議案第 58 号の質疑を打ち切ります。

議案第 59 号

議長（原田安生君）

次に、日程第 24、議案第 59 号『令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

それでは予算書の 9 ページをお願いいたします。

議案第 59 号 令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。令和元年

度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

10 ページをお願いします。令和元年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和元年度東栄町国民健康特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,998千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ370,519千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費、第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第212号第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、3款県支出金1,998千円の減。歳入合計1,998千円の減。計370,519千円。

12 ページをお願いします。歳出、1款総務費1,998千円の減。歳出合計1,998千円の減。計370,519千円。

第2表 継続費。1款総務費 1項総務管理費、事業名 国保システム改修事業、総額2,739千円、年割額 令和元年度1,414千円、令和2年度1,325千円。

それでは予算説明書の50ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費1,998千円の減でございますが、これにつきましては13節委託料で国保システムの改修委託料ということで、当初予算で3,412千円の予算をお認めいただきましたが、2カ年で改修を行う事となったため、今年度の予算につきましては減額補正をさせていただくものです。

48 ページをお願いします。歳入、3款1項1目保険給付費等交付金1,998千円の減。これにつきましては、システム改修の経費の減額に伴う交付金の減であります。

52 ページをお願いします。こちらにつきましては、令和元年度、2年度の2カ年の継続費に関する調書となっております。以上です。

議長（原田安生君）

議案第59号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の48ページから51ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第59号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第60号～62号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第25、議案第60号『令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について』、日程第26、議案第61号『令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について』、日程第27、議案第62号『令和元年度東栄町農業集落排水事業特

別会計補正予算（第１号）について』の３案件を一括議題とし、質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、ご異議なしと認めます。よって議案第 60 号から議案第 62 号までを一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（伊藤久司君）

それでは補正予算書の 15 ページをご覧ください。議案第 60 号 令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）について。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）。令和元年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 125,778 千円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、４款繰越金 4,730 千円。歳入合計 4,730 千円。計 125,778 千円。

歳出、１款総務費 4,730 千円。歳出合計 4,730 千円。計 125,778 千円。

続いて補正予算説明書の 58 ページをご覧ください。歳出、１款 1 項 1 目一般管理費 補正額 4,730 千円。これは人事異動による人件費の増によるものです。56 ページをご覧ください。歳入、４款 1 項 1 目繰越金 補正額 4,730 千円。これは歳出の一般管理費の補正に伴う財源の前年度繰越分を補正するものでございます。以上で簡易水道特別会計の説明を終わります。

続いて、補正予算書の 19 ページをご覧ください。議案第 16 号 令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について。令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）。令和元年度東栄町公共下水道特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 410 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 140,928 千円とする。２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、５款繰越金 410 千円。歳入合計 410 千円。計 140,928 千円。

歳出、１款下水道事業費 410 千円。歳出合計 410 千円。計 140,928 千円。

続いて、補正予算説明書の 66 ページをご覧ください。歳出、１款 1 項 1 目下水道維持管理費 補正額 410 千円。これは人件費の増によるものでございます。64 ページの歳入をご覧ください。歳

入、5款1項1目繰越金 補正額 410 千円。これは下水道事業維持管理費の補正に伴い、財源の繰越金を増額するものでございます。以上で公共下水道事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、補正予算書の 23 ページをご覧ください。議案第 62 号 令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和元年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27,713 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、4 款繰越金 111 千円。歳入合計 111 千円。計 27,713 千円。

歳出、1 款農業集落排水事業費 111 千円。歳出合計 111 千円。計 27,713 千円。

続きまして、補正予算書説明書の 74 ページをご覧ください。歳出、1 款 1 項 1 目農業集落排水維持管理費 補正額 111 千円。これは人件費の増によるものでございます。続いて、72 ページの歳入をご覧ください。歳入、4 款 1 項 1 目繰越金 補正額 111 千円。これは農業集落排水維持管理費の補正に伴い、財源の繰越金を増額するものでございます。以上で農業集落排水事業特別会計の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 60 号から議案第 62 号までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

はじめに、議案第 60 号の質疑を行います。令和元年度東栄町簡易水道特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、議案第 60 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 61 号の質疑を行います。令和元年度公共下水道事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議案第 61 号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第 62 号の質疑を行います。令和元年度農業集落排水事業特別会計予算の「歳入」「歳出」全般についてお願いいたします。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、以上で議案第 62 号の質疑を打ち切ります。

議長（原田安生君）

次に、日程第 28、議案第 63 号『令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

それでは補正予算書の 27 ページをお開きください。議案第 63 号 令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）について。令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）案を別紙のとおり提出するものとする。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚はねていただいて、令和元年度東栄医療センター特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,988 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 653,933 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入、5 款繰入金 2,988 千円減。歳入合計 2,988 千円減。計 653,933 千円。

1 枚はねてください。歳出、1 款総務費 6,797 千円減。2 款医業費 3,809 千円。歳出合計 2,988 千円減。計 653,933 千円。

それでは、補正予算説明書の 82 ページをお開き下さい。歳出、1 款 1 項 1 目の給料、職員手当、共済費は人事異動に伴う人件費の補正であります。13 節委託料は、医師派遣委託料につきましては、医師の当直について新城市民病院に当直支援をお願いしている部分の委託料分が、計上漏れによる増額と、早川医師の派遣委託料の半日派遣から 1 日派遣に変更したための増額分によるものでございます。会計管理業務委託料は、公営企業会計の精算を含めた会計処理を会計事務所に補助委託することに伴う増額及び検査室シロアリ駆除委託料につきましては、検査室床下にシロアリが発生したための駆除及び防除の委託料ということでございます。工事請負費につきましては、透析関連機器の水回りの消耗品等の交換工事に伴う増額で、透析監視装置、多人数用透析供給装置、透析液溶解装置の水回り等の消耗品を定期的に交換して、本体の使用可能期間を延ばすための工事であります。80 ページをお願いします。歳入につきましては、歳出減に伴う財源調整により、一般会計からの繰入金を減額するものであります。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第 63 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。「歳入」「歳出」全般についてお願いします。補正予算説明書の 80 ページから 83 ページです。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

80ページの一般会計繰入金のところの減額のところですけども、いずれにしても300万補正でマイナスになるんですけども、2億9,000万一般会計に繰入れる金額が残るわけです。これは、前回の全員協議会でも質問しましたが、医療センターにおける患者数の減少と、医療収益の問題、それから今年度ある2億9,000万の繰入れ金という問題と、それから新しい施設の建設日程の延期、このあたりはやはり今までの論議を含めた時に、少しデータ的に見通しをぜひ出していきたい。前回監理官からは、病院のところにおける医療点数、報酬等の基準の問題と、診療所になった時の違があると説明があったんですけども、それを踏まえながら細かく出してほしいではないですけど、大まかな方法としてどういうふうに捉えているか、流れとして。その辺はぜひ委員会でいただきたいですが、そういうのは出るのでしょうか。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（伊藤知幸君）

そのあたりについては、出来る限り早い時期に見通しというか、かなりできる限りの正確なところで数字は出して、皆さんに審議を図りたいと思いますけども、委員会で出せば出したいと思いますが、確実にというところはちょっと言えません。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

先だって全員協議会でお話させていただいたとおり、監理官が申したとおり、まだ診療所になって4月が終わり今5月に入ったところですので、まだ締めが出来ておりません。これは出せばそういう状況で診療所と病院の関係の状況は、しっかりお示しをしたいと思いますが、今の段階では先だつての全員協議会でお話した状況しかないということでご理解いただきたいと思います。

（「議長、5番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、5番。

5番（加藤彰男君）

いずれにしても新しい診療所になったということで、その違いはよく分かりますけども、いずれにしてもこの論議は、これから続いてさらに具体化していくわけですから、いずれも早い段階

で一定の方向性の資料は必要かと思います。当然その資料をつくることによって医療センターの方が仕事が忙殺されて、本来の業務に差支えがあつてはいけませんけども、そういう中を含めながらできる限り客観的資料を提出していただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

まだ定例会始まったばかりですので、今後しっかり議会との議論の場を設けるということもありますので、委員会ができ次第、随時閉会後の委員会の継続の状況もあるかと思いますが、今後しっかり今予算をお願いした部分もございしますので、しっかりそういう状況を必要に応じて委員会協議会等でも、また議論をお願いする場所を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（原田安生君）

よろしいですか。

その他ございますか。

以上で議案第 63 号の質疑を打ち切ります。

----- 同意案第 2 号 -----

議長（原田安生君）

次に、日程第 29、同意案第 2 号『東栄町各財産区管理委員会委員の選任について』を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

同意案第 2 号 東栄町各財産区管理委員会委員の選任について。東栄町各財産区管理委員に別紙の者を選任したいので、東栄町財産区管理条例の規定により議会の同意を求める。令和元年 6 月 7 日提出、東栄町長 村上孝治。

1 枚めくっていただきますと、名簿がございます。これは 5 月の中旬、区長宛てに各地区の管理委員会に委員の選任ということでお願い申し上げて、5 月の末日までに各区から提出されたものでございます。

財産区管理委員会委員名簿。任期 令和元年 6 月 16 日から令和 5 年 6 月 15 日までとなっております。6 つの管理会がございまして、それぞれ 7 名選出していただきました。合計 42 名となっております。最初に御殿財産区管理委員会委員でございしますが、住所、指名、生年月日等でございますが、

住所、氏名につきましては、後ほどお目どおしをいただきたいと思いますので、今回は氏名のみ朗読させていただきます。

御殿財産区管理委員会委員。赤谷文吉、金田多賀二、伊藤精人、狹石正美、原田晴男、筒井吉人、原田啓志。

本郷財産区管理委員会。峯田明、伊藤睦美、伊藤芳孝、森吉博、尾崎孝良、原田邦夫、堂地勝馬。

続きまして、下川財産区管理委員会委員であります。亀山正博、諏訪景士、木下良一、和田隆臣、柳澤秀全、鈴木健治、山本典式。

1枚めくっていただきまして、園財産区管理委員会委員。尾林克時、荒河秀美、原田佐吉、和合博之、大野英男、西谷賢治、伊藤孝行。

続きまして、三輪財産区管理委員会委員でございます。山田逸雄、高山洋一、佐野勇、谷川一成、平畑正孝、夏目安正、神谷保文。

続きまして、振草財産区管理委員会委員でございます。佐々木徳人、原田百之、内藤善久、内藤賢士、金田正敏、伊藤紋次、加藤彰男。以上でございます。

最初のページに戻っていただきまして、提案理由、この同意案を提出するのは、各財産区の管理委員会委員の任期が到来するため新たに選任する必要があるからである。以上でございます。

議長（原田安生君）

同意案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、同意案第2号の質疑を打ち切ります。

続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

討論なしと認めます。これより、同意案第2号の件を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号『東栄町各財産区管理委員会委員の選任について』の件は、原案のとおり同意されました。

----- **同意案第3号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第30、同意案第3号『東栄町副町長の選任について』の件を議題といたします。町

長の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第3号 東栄町副町長の選任について。東栄町副町長に次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。令和元6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

記。住所 東栄町大字足込字大原16番地、氏名 伊藤克明、生年月日 昭和33年9月27日。

1 理由、任期満了による。2 任期、令和元年7月1日から令和5年6月30日までです。よろしく願いいたします。

議長（原田安生君）

ただいま、副町長に氏名されました伊藤副町長から自主退席の申し出がありましたので、これを許します。

伊藤克明君 退席

同意案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

副町長であられた伊藤克明さんの副町長への人事についてなんですけれども、今回の選挙などで東栄医療センターの無床化について、大変多くの町民の方から反対の意見、声を聞いてまいりました。副町長として無床化を進めてきたという方でありますので、無床化にとっても不安を持っておられる町民の方々の理解を得られないのではないかと考えますが、選任の理由も含めて町長にお答えいただきたいと思います。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

現伊藤副町長につきましては、私が就任以来副町長としてその取り組みに全力で尽くしております。今おっしゃるように、4番議員さんが言われるように、全てがそうおっしゃるかどうかわかりませんが、質問の趣旨がよくわかりませんが、左腕となって基本構想・基本計画をまとめていただいた、そして職員の要となる者と私は信じておりますので、そういう状況の中で住民にもご理解をいただけるものと思っております。よろしく願いいたします。

議長（原田安生君）

その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、同意案第3号の質疑を打ち切ります。本案は、人事案件でありますので、討論は省略して、直ちに採決いたします。反対がありましたので、「挙手」により採決いたします。賛成の方は「挙手」をお願いします。

<賛成者 6名>

議長（原田安生君）

挙手多数です。よって同意案第3号の件は、原案のとおり同意されました。

伊藤克明君 入場

ただ今から事務局に同意案第3号の資料を配布させますのでお願いいたします。

同意案第3号 配布

ここで副町長に就任されます伊藤克明君から発言を求められておりますので、これを許します。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

ただ今、議会の皆様のご同意をいただきまして、副町長に再任させていただきました伊藤でございます。よろしくお願いいたします。4年間村上町長の1期目の村上町政のもとで、その重責を担いながら仕事をさせていただきました。この度再任させていただきましたからには、この2期目の村上町政をしっかり支えて、町がこの先目指すまちづくりをしっかりと実現できるように最善の努力に努めていきたいという所存でございますので、議会の皆様方におかれましても引き続きご指導賜りますようお願いいたします。

議長（原田安生君）

はい、ありがとうございました。副町長には町政発展のため、一層のご活躍をお願いします。また、ご期待を申し上げます。

----- 報告第1号 -----

議長（原田安生君）

次に日程31、報告第1号『平成30年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第1号 平成30年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について。平成30年度東栄町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

1枚はねていただきたいと思います。平成30年度東栄町繰越明許費繰越計算書。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳について朗読させていただきます。

2款総務費1項総務管理費、例規整備支援業務、金額1,728,000円、翌年度繰越額1,728,000円、財源の内訳は一般財源でございます。2項選挙費、愛知県議会議員選挙、金額3,752,000円、翌年度繰越額3,606,956円、財源の内訳でございますが、国県支出金3,606,956円でございます。

3款民生費2項児童福祉費、新保育園整備事業、金額100,980,000円、翌年度繰越額64,480,000円、財源の内訳は、地方債54,500,000円、一般財源9,980,000円でございます。続きまして9款教育費2項小学校費、事業名普通教室エアコン設置工事、金額16,813,000円、翌年度繰越額16,813,000円、財源の内訳でございますが、国県支出金4,013,000円、地方債7,900,000円、一般財源4,900,000円でございます。3項中学校費、普通教室エアコン設置工事、金額9,778,000円、翌年度繰越額9,778,000円、財源の内訳で国県支出金2,022,000円、地方債4,000,000円、一般財源3,756,000円でございます。10款災害復旧費1項土木災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、金額32,450,000円、翌年度繰越額32,450,000円、財源の内訳が国県支出金19,362,000円、地方債13,000,000円、一般財源88,000円でございます。合計といたしまして金額が166,751,000円、翌年度繰越額130,105,956円、財源の内訳ですが29,003,956円、国県支出金でございます。地方債が79,400,000円、一般財源が21,702,000円となります。以上です。

議長（原田安生君）

報告第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。
（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

以上で、質疑を打ち切り、報告第1号を終わります。

----- **報告第2号** -----

議長（原田安生君）

次に、日程第32、報告第2号『株式会社とうえいの経営状況について』の件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

失礼します。報告第2号 株式会社とうえいの経営状況について。株式会社とうえいの経営状況を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により報告する。令和元年6月7日提出、東栄町長 村上孝治。

それでは平成30年度における株式会社とうえいの経営状況について報告をいたします。まず、株式会社とうえいの総体的な観点からお話させていただきたいと思います。資料の6ページ7ページの表、それと8ページのグラフをご覧ください。昨年度の温泉の入浴者数、これ7ページの表になりますけれども、入浴者数につきましては166,089人で、昨年度より173人増でほぼ横ばいとなりました。グラフから累年の動向を見ますと、平成25年度から微減が続いている状態です。

続いて、とうえい健康の館につきまして、その利用状況を報告させていただきます。9ページの利用状況ですけれども、宿泊関連の利用料は18,321,560円、会議室等の利用料は21,855円で、総計は18,343,415円でありました。東栄町から株式会社とうえいに支出しました指定管理料は18,231,000円でありますので、今年度は収入が経費を上回り、その差は112,415円となりました。10ページの表と11ページのグラフをご覧ください。昨年度の1年間の宿泊者総数は3,872人で、前年比約26%の増となりました。

2ページからの損益計算書をご覧ください。株式会社とうえいの売上総利益につきましては、税抜きで143,549,803円で、昨年度と比較し約1,900,000万円、約1.3%の収益の増となっています。自販機の売上げが2.3%減、温泉の売上げが1.5%増、介護の売上げが2.6%増、食堂売上げが1.3%増となりました。経費につきましては、3ページの販売費及び一般管理費の計算内訳をご覧ください。また後程詳しく説明いたしますが、前年と比較しまして、人件費であります従業員給与は約200万円減であった一方、燃料費は原油価格の高騰等により重油とガスを合わせて約800万円の増、水道光熱費は約230万円の増、地代家賃は220万円の増となりました。経費総額は3ページにありますように188,645,899円で、昨年度と比較して1,250万円の増額となりました。本年度の町からの指定管理料は介護棟部分と健康の館の部分で、合計で31,166,270円を受けており、前年より11,563,089円の増となっています。このような収支状況の中で、平成30年度につきましては、12,206,781円の赤字となりました。税務会計上の数位決算をした法人税申告書による赤字は約1,000万円となりました。

それでは決算報告書に基づき説明をさせていただきます。1ページの貸借対照表をご覧ください。まず左上の試算の部、流動資産についてですが、現金及び預金、それからたな卸資産、未収入金、この未収入金は主に介護インストラクター指導料の収入とか自動販売機手数料の収入になりますが、合計が3,656,793円です。次が固定資産であります。リース資産が1,906,000円。これは車両としてハイエース1台、コピー機2台、釣銭機などがあります。出資金を含めて合計1,916,000円であります。従って資産の部の合計は一番下になりますけれども37,972,793円です。続きまして、貸借対照表の右上の負債の部の流動負債でございますが、売掛金、これは日本食研、ハヤシ、ワルツ、花の木堂など食堂売店関係を中心とした仕入れ、11件分です。未払費用、これは従業員の給料や重油代などがあります。未払法人税、未払消費税、預り金、それから健康の館預り金、この健康の館預り金は3月分の宿泊料などですが、これらの流動負債の合計は19,994,629円です。固定負債を加えた負債の合計が22,076,629円となります。次の純資産の部であります。資本金は3,000万円に変更はなく、利益剰余金がマイナス14,103,836円

を加えると、株主資本 15,896,164 円となり、これが純資産の合計となります。従いまして負債・純資産の合計は一番下にあります 37,972,793 円となります。

続きまして 2 ページの損益計算書について説明させていただきます。これ全て消費税抜きの価格です。左上の売上高は、温泉売上げ、介護売上げ、食堂売上げ、自販機の売上げで合計が 188,705,934 円であります。食堂及び売店の仕入高に棚卸高を加えますと 45,156,131 円となり、売上高から差し引きますと売上総利益が 143,549,803 円となります。前年度より約 1.3%の増となります。一般管理費が合計で 188,645,899 円、明細は次ページを見ていただきたいと思います。これを差し引くと営業損失が 45,096,096 円となります。営業外収益の介護予防等及び健康の館指定管理料、雑収入、交流館家賃など利子・配当金の合計が 33,071,815 円、これを加えますと経常損失が 12,024,281 円となります。これから法人税などの 185,200 円を差し引きますと一番右の下になりますが、12,206,781 円となります。次に一般管理費の 188,645,899 円の主なものについて概略を説明いたします。3 ページをご覧ください。従業員給与は正規職員 2 名、嘱託 3 名、パート 28 名等で、ここにありますように 64,903,643 円でありました。前年比で約 2,016,000 円の減となりました。広告宣伝費は新聞・広告等の出費を減らしまして、464,000 円の減となりました。ところが燃料費は原油価格の高騰によりまして、重油・ガス合わせて約 8,111,000 円の大幅増となりました。役員報酬は 16,000 円の減。減価償却費は車両のリースが 2 台から 1 台になったため 645,000 円の減。地代家賃は納付金の増加等により約 2,222,000 円の増、修繕費は設備の老朽化等により 592,000 円の増、水道光熱費は健康の館利用者の増などにより 2,312,000 円の増となりました。接待交際費は 21,000 円の減。備品消耗品費は各所老朽化等により約 1,068,000 円の増、外注費は節減努力によりまして 194,000 円の減となりました。支払手数料や健康の館の利用者の入浴料負担金増となりまして、571,000 円の増となります。合計では、そこにありますように 188,645,899 円。前年より 12,507,331 円、約 12,500,000 万円の増、経費が 7.1%の増額となっています。なお、4 ページにあります平成 30 年度決算按分資料は、収支の状況を施設ごとにしたのですが、実費でわかるものは実費で、実費で振り分けられないものは按分率で、これは面積占有率の按分が大半ですけれども、一部按分率を変更して算出しています。説明は以上です。

議長（原田安生君）

報告第 2 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、5 番」の声あり）

はい、5 番。

5 番（加藤彰男君）

ちょっといくつか質問したいんですが、まず最初にこの報告の取り扱いなんですけれども、自治法によって定められたところの経営状況報告というふうにされているんですけども、ここんところでは政令に定めた内容が経営状況の資料というふうに言われています。そこでは決算の内容とともに事業の計画、それから予算ということもありますので、まあこれは報告事項ですので否決とか同意は得ませんので、今定例会の中でこの株式会社とうえいの方のいわゆる予算・計画、この部分を会期中に報告をいただきたいと思います。

それととうえい温泉の場合、今報告があったように 1,200 万円のマイナスという面もあります。もう一方で今回の補正予算に関連しているところでは温泉のボイラー、修繕ですね。ここの

ところに高齢者いきいき健康増進基金を繰入れながら、ずっと毎回やってるわけですね。しかし担当は経済課がやっていると。そうするとこの事業上、この施設はどういう位置付けなのか。どういう中で今後 20 周年を迎えながら展開をしていくのか、改修も含めて、去るなら改修も必要だと思うんですね。そういう方向性を出す必要があるんじゃないかというふうに思います。

あともう 1 点ですけども、3 ページのところで販売費の一般管理費の計算の内訳の説明がありました。その中でそれぞれ変動している部分と、それから努力して減らしている部分もあるんですけども、できれば今定例会じゃなくてもいいですけども、これを経年で推移を出してもらいたいかなと思うんですね。例えばさっきあった燃料費、燃料費のアップは外的要素ですよ。外的要因であってとうえい温泉の経営努力のみでできないという側面があります。それからもう一方では、人件費の問題や広告費の問題、これはある面では企業としての経営努力の中の改善として数値が変わってきます。こういうようなところで経年で見たときに、一体何がどういうふうが増えてきて、外的要素として単なる企業努力というか、経営努力だけでは改善できないものはどうなのかというの、少しとうえい温泉を今後見ていくときに大事な資料かと思いますので、また定例会の中だけとは言いませんけど、少しこの販売費、一般管理費の流れ、トレンドというか、同時にそこの特徴を出してもらったらいかなと思いますので、その辺含めて回答をいただけたらと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、計画等の報告、あとこういった今後の経営をこんなふうに考えているっていうことに関しましては、また委員会の方で報告させていただきます。

議長（原田安生君）

よろしいかな。

（「議長、5 番」の声あり）

もう一回質疑、はい。

5 番（加藤彰男君）

2 番目 3 番目のところは、いわゆるその高齢者の分野における高齢者福祉のような分野における基金を活用しながら、とうえい温泉の維持について今までやってきているわけですが、しかし所管としては経済課がやっていると。将来的にこれが 20 周年を迎えていくときの今後の流れの中に、このとうえい温泉どういう政策的に位置付けするのかという整備があるんじゃないのかなということですよ、これが 1 つ。

それからもう 1 つは、販売費と一般管理費のこれを経年で少しどういう流れでこの経営構図になっているのかというデータも、今後出していただけたらいいんじゃないかというこの 2 つ、まだ回答がないのでお願いします。

（「議長、経済課長」の声あり）

経済課長（夏目明剛君）

現状でとうえい温泉が確かに高齢者いきいき増進施設という形で始まったんですけども、やはりかなり集客がある、16万6千人。ということで町内に町外の方が来るという一つの要素と、資源というふうに捉えています。それを裏付けるのが入浴客のほとんど、かなりの数が町外の人です。ですから、そういったとうえい温泉を活用として誘客、それから町内の経済、そういった効果というものを考えていきたいと思います。今までのデータに関しましては、委員会の方で出させていただきます。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、2番」の声あり）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

役員報酬がだいぶ多くなった。私どもが以前経営に携わったときと思うと、あの頃は役員報酬ってなかったんですね。みんな無償でやってたんです。最近になって役員報酬が随分増えてきている。役員って何人みえて平均どのくらい払っているのか。経営が赤字になってきたということは、経営陣の責任も問われるはずなんですよ。先ほどの話にも出てきた外的要因もあるんでしょうけども、経営的問題も随分あるんじゃないのかなと。経営の責任も感じてもらうべきだと思うんですが、その辺のこと。やっぱり経営者として赤色経営じゃ持たないですよ。いわゆる出資者ですので経営の仕方も、言ってみれば出資者としては経費に対して圧力をかけるという言い方はまずいんですが、経営の方法を考え直してもらう、あるいは経営陣の体制そのものを直してもらう、考え直してもらうということも必要だと思うんです。そういうことはこれからずっと議論が必要でしょうから今回答は結構ですけども、役員は何人でだいたいどのくらいの報酬をしはらっているのか、あるいは変える意思があるのかないのか、お聞きしたいと思います。

（「議長、経済課長」の声あり）

経済課長（夏目明剛君）

役員が今、社長とあと2人監査で4人です。それで、実際に以前は役員報酬は利用料金制だったのでなかったと考えられます、じゃなかったのが、今利用料金制になっているので、役員が実際に働いている分を出していると。現実、従業員が非常に足りないという状況がありまして、役員も仕事をしています。その分の給与の手当ということも考えています。一応この経営状況が確かに今年度厳しかったのがあります。外的要因というのもあって、実際に入込客16万6千人ということ横ばいにできたと、どんどん減っているところを。それから収益としても向上ができたんですけども、やはり先ほどおっしゃられたように外的要因がありまして、どうしてもマイナスになってしまったということで、今回値上げをお願いしたものです。以上です。

（「議長、町長」の声あり）

町長（村上孝治君）

今回も株主総会がありまして、決算の報告をいただきました。今の役員の方々は先ほど経済課長が言いましたように、社長自ら常勤で働いていておるといような状況であります。非常に大変、1番大変な時期に請け負っていただいたというふうに私は思ってますし、以前の状況からいきますと、非常に外的状況も含めて大変厳しい状況だというふうに思っております。副町長もその中に役員として入っておりますが、管理者会議を含めて担当の経済課等もありますが、それから温泉に付随するいわゆる介護施設、予防棟の方もそうですが、そちらの方の状況もありまして大変厳しい状況にきております。それから今回補正予算でもお願いしておりますボイラーの状況も、本当に耐用年数が過ぎておりますので、稼働的な問題もありまして、今回お願いをするわけでもありますけども、しっかりこの辺のところは温泉側の方につきましても、役員それから監査、外部監査もありますので大変厳しいご指摘をいただいておりますが、しっかりこの辺の事も踏まえて運営をしてまいりたいと思います。役員任期については、まだもう1年あると思いますので、その辺のところも含めて将来の温泉を担う人材の育成ということもやはり踏まえて行かなきゃいけないというふうに思っております。実際に正規の職員がいないという状況、以前よりは減ってきております。次を担う入込客の一番多い16万なにがしという利用客ですが、東栄町にとって1番の外から来ていただく交流人口としては一番多い施設でございますので、しっかりとその辺のところは温泉側とも含めて、今後も検討してまいりたいと思います。当然支出の状況、赤字が出ているという状況はありますが、少しでもまた来年度伸ばしたいというような計画もしていただいておりますので、しっかりリピーター含め、そして私どもの観光まちづくり協会もできましたので、しっかりその辺の連携もとりながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（「議長、2番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、2番。

2番（森田昭夫君）

監査委員が4人。4人のうち副町長が入っていますよね。監査委員も入ってますよね。副町長や監査委員は無報酬でしょう。報酬を出してないと思うんですが、監査委員にももちろん払うと思うんですが、監査したときだけしか払ってませんので実質2人になりますよね。それでこの2人が結局経営陣になってくると思うんですよ。赤字を出してまでもよその人たちにサービスする必要があるかどうか、温泉の経営そのものをやっぱり考えるときが来たんじゃないかなと、そういうことで今議会を契機に是非とも議会の中でも温泉の必要性、もう1回考えるべきだと、時期が来たんじゃないかなと。以前は、きちんと貯めてきたお金を、カラオケルームをつくったり、あるいは休憩所をつくったりして基金を使ってしまったんですよ。いよいよ一般財源から出さなければ温泉が経営できなくなってきたとなると、この先本当に大丈夫かということをして是非ともこの機会を契機に温泉のあるべき姿というのを議論すべきだという時期がきてると思いますので、ぜひともそういったことで経営のあり方そのものを今後提案していただきたいというか、考えていただきたいなと、そんなふうに思います。それはお願いということで、経営のあるべき姿をこれから議会でも考えていくべきだということを提案させていただいて、意見として特に答弁は必要ないです。

議長（原田安生君）

はい、他ありますか。

（「議長、7番」の声あり）

はい、7番。

7番（伊藤紋次君）

いろいろ暗い話題ばかりでしたが、明るい話題もありますので、健康の館の宿泊者がすごく増えているということで、これは何かの事業との相乗効果ですとか企業努力ということもあると思いますけども、ここら辺はどのように分析しているかとお聞きしたと思いますけども、お願いします。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

現状は、おっしゃるとおりかなり増えています。平日が工事業者の方とか町外から来られた方、休日が観光客の方、それで毎日埋まっている状況で、それがリピートが多いという話を聞いております。それで増えているという話を聞いております。以上です。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

ただ今の経済課長から話があったのはお客さんの分析なんですが、やはり基本的には従業員の方2名でやっていただいております、やはり臨機応変な対応を含めて空いた時に、ある程度急なお客さんですとか、そういうのがあってもなるべく対応していただけるような、そういう対応をとっていただいて、そういうこともやはりリピータが増えているとか、実績が延びている要因の一つになっておるのかなと思っておりますので、そういう点は株式会社とうえいとしての努力のおかげだと私らは認識しております。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、無いようですので以上で、質疑を打ち切り、報告第2号を終わります。

----- 委員会付託 -----

議長（原田安生君）

以上、本日上程されました案件の審議が日程どおりすべて終了いたしました。本日上程されました案件の内、本日議了しました案件を除く 24 件につきましては、「所管の常任委員会」に付託したいと思います。

ただ今から事務局に付託表を配布させますので、よろしくお願いいたします。

付託表の配布

ここでお諮りいたします。ただ今、お手元に配布いたしました「議案付託表」のとおり各委員会に付託したいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（原田安生君）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元にご配布いたしました付託表のとおり「各常任委員会」に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願い致します。

また、会期中の会議日程も、この議会の冒頭で議決を頂いたとおりでございますので、それぞれのご出席をお願い申し上げます。

----- 散 会 -----

議長（原田安生君）

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

<終了 14:20>